委員会の進め方(案)について

1 所掌事務

- 1) 手話言語への理解の普及及び障がい者のコミュニケーション手段の普及に係る施策(以下「普及施策」という。)について、障がい者等から意見の聴取
- 2) 加古川市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に対し、前項により聴取した意見を提出

2 委員会の進め方について

- 1) 障がい者団体等からの意見聴取については、3年に1回程度とする。
- 2) 毎年、普及施策の課題を整理し、普及施策案を検討する。その普及施策案について、翌年度当初の協議会に提出する。
- 3) 障害種別等に応じた普及施策の行動計画を立案する。

【行動計画の例】

- ・聴覚障がい者に係る普及施策に関する行動計画
- ・視覚障がい者に係る普及施策に関する行動計画
- ・障がい者支援のためのICT導入計画 など

3 委員会の開催回数及び会議内容について

毎年度、3回程度の開催とする。

| 開催時期 | | 会議内容 |
|------|--------|--|
| 第1回 | 6月ごろ | 協議会に提出する普及施策案の決定 普及施策に関する課題等の整理 |
| 第2回 | 1 1月ごろ | 障がい者団体等からの意見聴取の結果報告(3年に1回) 普及施策(案)及び行動計画の検討 |
| 第3回 | 2月ごろ | 普及施策(案)及び行動計画の検討 |